

## 献呈の辞

船山泰範教授は本年九月四日に古稀を迎えられました。教職員一同、謹んでお祝い申し上げます。その意を表すべく、古稀記念論文集『人間存在と刑事法学』を編み、これを先生に献呈いたします。

船山教授は日沖憲郎教授のゼミナールに所属され、昭和四六年（一九七一年）三月に本学部法律学科を卒業後、日本大学大学院法学研究科修士課程へ進学し、昭和四八年（一九七三年）三月に修了、同年七月に本学部副手に就任されました。この後、眼病を患われた藤木英雄東京大学法学部教授の目となり手となり助けつつ、藤木博士の薫陶を受けられました。昭和五二年（一九七七年）五月に創価大学通信教育部専任講師を務められた後、昭和五八年（一九八三年）四月に専任講師として母校へ戻られ、昭和六三年（一九八八年）四月に助教授となられ、平成一〇年（一九九八年）四月、教授に就任されました。

船山教授の刑法学に関する業績を拝見しますと、その根底には、二つの問いがあります。

ひとつは、人間の本質は何なのか、という問いであります。「刑事責任は精神・人間性を働かせる可能性があったにもかかわらず働かせなかったことについて人間としての責任を問うのである。……責任を問うということは人間を人間として扱うことを意味するのである。（「刑法における行為の人間学的構造」より）」。このような立場に依拠して、実体法解釈論のみならず刑事政策論、少年法の在り方など、幅広く考察されています。

もうひとつは、刑法は市民生活とどうかかわるべきか、という問題意識です。とりわけ、先生の過失犯論において、

その姿勢が明確に現れています。市民のための刑法はどうあらねばならぬかを探究した故藤木博士が提唱した危惧感説を引き継ぎ、説をさらに展開されています。危険行為に携わる者は精神を働かせ万全の対策をとるべきであり、それが、ひいては市民生活の保護につながる、と先生は考えておられます。

右のような姿勢は、市民向けの著作にも顕れております。先生は、難解な刑法学を、わかりやすい言葉を用いて、ときには、独特な図表を駆使して、市民に伝える努力をしています。裁判員裁判の時代において、先生のような働きはますます重要になってくるはずです。

教育面において特筆すべきことは、約三〇年にわたり模擬裁判をゼミナールにおいて行われたことです。ゼミ生同士が話し合い、ひとつの事件を設定し、その背景を詳しく調べ上げ、それを刑事裁判に仕立てあげ、これを実演します。オープンキャンパスでは圧倒的な集客力を誇る企画であり、法桜祭の名物行事でもありました。先生のゼミナールで学んだ学生は様々な分野において活躍されています。

船山教授は誰よりも早くご自身の研究室へ入り、積み上げられた書籍や書類に囲まれながら、書に耽り、万年筆を片手に原稿を執筆され、他の誰よりも遅く研究室を後にする生活を送っておられました。こうした船山教授の御姿を拝見できるのも、残りわずかとなりました。しかし、先生は、退職後も、世に役立つ書物を執筆する強い意欲をもたれておられます。母校の後進を引き続きどうか御指導下さい。そして、教職員一同、先生が今後も学究に励まれ、ますますご活躍されることを心から深く祈念しております。

平成二八年十月吉日

日本大学法学部長 池村正道